

「福岡県税口座振替事務取扱要領の制定について」の一部改正について

新	旧
<p>(前略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象税目 口座振替による県税の納付対象税目は、個人事業税及び自動車税_____の定期課税分とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 指定預金口座 口座振替による県税の納付ができる口座は、個人事業税については納税者が指定する普通預金口座、当座預金口座及び納税準備預金口座のうち1口座とし、自動車税_____については1口座以上とする。(以下「指定預金口座」という。)</p> <p>6 取扱店及び取りまとめ店 (1) 個人事業税の取扱店は、取扱金融機関のうち納税者が指定</p>	<p>(前略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象税目 口座振替による県税の納付対象税目は、個人事業税及び自動車税(種別割)_____の定期課税分とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 指定預金口座 口座振替による県税の納付ができる口座は、個人事業税については納税者が指定する普通預金口座、当座預金口座及び納税準備預金口座のうち1口座とし、自動車税(種別割)_____については1口座以上とする。(以下「指定預金口座」という。)</p> <p>6 取扱店及び取りまとめ店 (1) 個人事業税の取扱店は、取扱金融機関のうち納税者が指定</p>

した一つの金融機関の1店舗とし、自動車税の取扱店は、取扱金融機関のうち納税者が指定した金融機関の店舗とする。

(2) 略

7 (略)

8 申込手続

(1) 個人事業税の口座振替を希望する納税者は、個人事業税口座振替申込書(様式第1号その1。以下「その1」という。)、個人事業税口座振替依頼書(様式第1号その2。以下「その2」という。)及び個人事業税口座振替申込書(様式第1号その3。以下「その3」という。)に、自動車税の口座振替を希望する納税者は、自動車税口座振替申込書(様式第1号その4。以下「その4」という。)、自動車税口座振替依頼書(様式第1号その5。以下「その5」という。)及び自動車税口座振替申込書(様式第1号その6。以下「その6」という。)に必要事項を記入し、取扱金融機関届出印を押印のうえ、取扱店に提出しなければならない。

なお、個人事業税において、納税者と口座名義人が異なるときは、その1、その2及びその3の指定預金口座の口座名義人

した一つの金融機関の1店舗とし、自動車税(種別割)の取扱店は、取扱金融機関のうち納税者が指定した金融機関の店舗とする。

(2) 略

7 (略)

8 申込手続

(1) 個人事業税の口座振替を希望する納税者は、個人事業税口座振替申込書(様式第1号その1。以下「その1」という。)、個人事業税口座振替依頼書(様式第1号その2。以下「その2」という。)及び個人事業税口座振替申込書(様式第1号その3。以下「その3」という。)に、自動車税(種別割)の口座振替を希望する納税者は、自動車税(種別割)口座振替申込書(様式第1号その4。以下「その4」という。)、自動車税(種別割)口座振替依頼書(様式第1号その5。以下「その5」という。)及び自動車税(種別割)口座振替申込書(様式第1号その6。以下「その6」という。)に必要事項を記入し、取扱金融機関届出印を押印のうえ、取扱店に提出しなければならない。

なお、個人事業税において、納税者と口座名義人が異なるときは、その1、その2及びその3の指定預金口座の口座名義人

<p>欄に口座名義人の氏名を記入し、指定預金口座に使用している届出印を振替納付の同意の印として押印しなければならない。</p> <p>(2) 個人事業税の取扱店は、その1、その2及びその3を、<u>自動車税</u>の取扱店は、その4、その5及びその6を提出した新規の口座振替を希望する納税者について、口座振替に応じられるものについては、それぞれその2又はその5を受理するとともに、それぞれその3又はその6に当該取扱店の承諾印を押印し、速やかに取りまとめ店を経由して指定金融機関に送付しなければならない。</p> <p>また、その1又はその4は、納税者に交付しなければならない。</p> <p>(3) 略</p> <p>9 (略)</p> <p>10 納税通知書の発送等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 税務課長は、<u>自動車税</u>については納税通知書(口座振替)(規則第3号様式その3の8)を納税者に送付するものとする。</p>	<p>欄に口座名義人の氏名を記入し、指定預金口座に使用している届出印を振替納付の同意の印として押印しなければならない。</p> <p>(2) 個人事業税の取扱店は、その1、その2及びその3を、<u>自動車税(種別割)</u>の取扱店は、その4、その5及びその6を提出した新規の口座振替を希望する納税者について、口座振替に応じられるものについては、それぞれその2又はその5を受理するとともに、それぞれその3又はその6に当該取扱店の承諾印を押印し、速やかに取りまとめ店を経由して指定金融機関に送付しなければならない。</p> <p>また、その1又はその4は、納税者に交付しなければならない。</p> <p>(3) 略</p> <p>9 (略)</p> <p>10 納税通知書の発送等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 税務課長は、<u>自動車税(種別割)</u>については納税通知書(口座振替)(規則第3号様式その3の8)を納税者に送付するものとする。</p>
---	---

(3) 税務課長は、自動車税について納税通知書（口座振替）（規則第3号様式その3の8）が返戻になった場合、自動車税納税通知書未送達のお知らせ（様式第17号）及び納税通知書（振替を停止した場合又は振替不能の場合は規則第3号様式その3の3、振替済みの場合は規則第3号様式その3の8）を納税者に送付するものとする。

1.1 口座振替による収納手続

(1)～(4)略

(5) 税務課長は、口座振替データの送付を受けたときは、金融機関別口座振替リスト（様式第10号）を作成して、該当の県税事務所に送付するものとする。

また、個人事業税の振替済みのものについては、領収書（様式第11号）を作成して、納税者に送付するものとし、振替不能になったものについては、振替不能になった理由を記載した納付催告書（様式第13号）、納付催告書発付一覧表（様式第14号その1）及び納付書（規則第17号の3様式その1）を作成して、該当の県税事務所に送付するものとする。

自動車税で振替不能になったものについては、振替不能になった理由を記載した口座振替不能のお知らせ

(3) 税務課長は、自動車税（種別割）について納税通知書（口座振替）（規則第3号様式その3の8）が返戻になった場合、自動車税（種別割）納税通知書未送達のお知らせ（様式第17号）及び納税通知書（振替を停止した場合又は振替不能の場合は規則第3号様式その3の3、振替済みの場合は規則第3号様式その3の8）を納税者に送付するものとする。

1.1 口座振替による収納手続

(1)～(4)略

(5) 税務課長は、口座振替データの送付を受けたときは、金融機関別口座振替リスト（様式第10号）を作成して、該当の県税事務所に送付するものとする。

また、個人事業税の振替済みのものについては、領収書（様式第11号）を作成して、納税者に送付するものとし、振替不能になったものについては、振替不能になった理由を記載した納付催告書（様式第13号）、納付催告書発付一覧表（様式第14号その1）及び納付書（規則第17号の3様式その1）を作成して、該当の県税事務所に送付するものとする。

自動車税（種別割）で振替不能になったものについては、振替不能になった理由を記載した口座振替不能のお知らせ

せ（様式第18号）、口座振替不能のお知らせ発付一覧表（様式第14号その2）及び納付書（規則第17号の3様式その1）を作成し、口座振替不能のお知らせ及び納付書は納税者に、口座振替不能のお知らせ発付一覧表（様式第14号その2）は該当の県税事務所に送付するものとする。

（6）県税事務所長は、個人事業税の口座振替データ作成日の直前の開庁日以前に納税者から口座振替を行わない旨の申し出があった場合は、口座振替を停止し、納税者に速やかに納付書（規則第17号の3様式その1）を送付しなければならない。

自動車税 _____ の口座振替データ作成日の直前の開庁日以前に納税者から口座振替を行わない旨の申し出があった場合は、振替を停止し、納税者に速やかに納付書（規則第17号の3様式その1）及び口座振替停止のお知らせ（様式第19号）を送付しなければならない。

（7）略

12 口座振替申出事項の変更

（1）納税者は、申出事項を変更しようとするときは、変更する取扱店に個人事業税の場合はその1、その2及びその3を、自動車税 _____ の場合はその4、その5及びその6

せ（様式第18号）、口座振替不能のお知らせ発付一覧表（様式第14号その2）及び納付書（規則第17号の3様式その1）を作成し、口座振替不能のお知らせ及び納付書は納税者に、口座振替不能のお知らせ発付一覧表（様式第14号その2）は該当の県税事務所に送付するものとする。

（6）県税事務所長は、個人事業税の口座振替データ作成日の直前の開庁日以前に納税者から口座振替を行わない旨の申し出があった場合は、口座振替を停止し、納税者に速やかに納付書（規則第17号の3様式その1）を送付しなければならない。

自動車税（種別割） _____ の口座振替データ作成日の直前の開庁日以前に納税者から口座振替を行わない旨の申し出があった場合は、振替を停止し、納税者に速やかに納付書（規則第17号の3様式その1）及び口座振替停止のお知らせ（様式第19号）を送付しなければならない。

（7）略

12 口座振替申出事項の変更

（1）納税者は、申出事項を変更しようとするときは、変更する取扱店に個人事業税の場合はその1、その2及びその3を、自動車税（種別割） _____ の場合はその4、その5及びその6

<p>を提出しなければならない。</p> <p>13～16 略 (後略)</p>	<p>を提出しなければならない。</p> <p>13～16 略 (後略)</p>
--	--

【新】

様式第1号その4

自動車税口座振替申込書												
※本線の中のみ記入してください。												
申込区分	1 新規			2 変更			3 解約					
金融機関	銀行						本店			支店出張所		
()												
県税事務所	福岡県						県税事務所					
納税義務者	住所(所在地)	〒										
	フリガナ	TEL - -										
	氏名(名称)	※昼間、連絡が取れる電話番号を必ず御記入ください。										
登録番号	・口座振替を希望される全ての自動車の登録番号(ナンバープレートの番号)を御記入ください。											
	・5台を超える場合、数枚に分けて御記入ください。											
	注)この用紙で軽自動車税の申込みはできません。											
	(県)福岡	北九州	筑豊	久留米	1	1	1	あ	9	9	9	9
	福岡	北九州	筑豊	久留米								
	福岡	北九州	筑豊	久留米								
	福岡	北九州	筑豊	久留米								
預金種別	1 普通			2 当座			3 納税準備			届出印		
口座番号												
フリガナ												
口座名義												

この申込書は、三枚一組となっており、力を入れて書き、切り離さずに提出してください。

2枚目・3枚目にも押印してください。

①私が福岡県に納める上記自動車の自動車税を上記口座から口座振替の方法で納付したいので申し込みます。なお、上記以外の自動車の自動車税についての振替が必要な場合は、別途申込書を提出します。
 ②住所変更等により納税通知書が県に返戻されたときは、口座振替されないことを了承します。また、県が納税通知書が届かなかったことを確認できない場合に口座振替されても異議ありません。
 ③上記口座は、納税義務者本人の口座に間違いありません。
 ④記載内容に不備があった場合には口座振替されなくても異議ありません。
 ⑤2月末日までに金融機関で受け付けた申込書について、当該年の定期賦課分(通常5月末日納期限)から毎年引落しとなることについて了承します。
 ⑥残高不足等により口座振替されなかった場合は、再振替が行われないことを了承します。また、その際は速やかに納付書により納付します。
 ⑦領収書が発行されないことについて了承します。
 ⑧納税証明書が送付されないことについて了承します。

金融機関から県に納付情報が届くまで振替日から1週間程度かかるため、この期間は継続検査のための納税状況の確認ができないことがありますので御承ください。

この申込書はリーフレットから取り外して記入できます。

(納税者控)

【旧】

様式第1号その4

自動車税(種別割)口座振替申込書												
※本線の中のみ記入してください。												
申込区分	1 新規			2 変更			3 解約					
金融機関	銀行						本店			支店出張所		
()												
県税事務所	福岡県						県税事務所					
納税義務者	住所(所在地)	〒										
	フリガナ	TEL - -										
	氏名(名称)	※昼間、連絡が取れる電話番号を必ず御記入ください。										
登録番号	・口座振替を希望される全ての自動車の登録番号(ナンバープレートの番号)を御記入ください。											
	・5台を超える場合、数枚に分けて御記入ください。											
	注)この用紙で軽自動車税(種別割)の申込みはできません。											
	(県)福岡	北九州	筑豊	久留米	1	1	1	あ	9	9	9	9
	福岡	北九州	筑豊	久留米								
	福岡	北九州	筑豊	久留米								
	福岡	北九州	筑豊	久留米								
預金種別	1 普通			2 当座			3 納税準備			届出印		
口座番号												
フリガナ												
口座名義												

この申込書は、三枚一組となっており、力を入れて書き、切り離さずに提出してください。

2枚目・3枚目にも押印してください。

①私が福岡県に納める上記自動車の自動車税(種別割)を上記口座から口座振替の方法で納付したいので申し込みます。なお、上記以外の自動車の自動車税(種別割)についての振替が必要な場合は、別途申込書を提出します。
 ②住所変更等により納税通知書が県に返戻されたときは、口座振替されないことを了承します。また、県が納税通知書が届かなかったことを確認できない場合に口座振替されても異議ありません。
 ③上記口座は、納税義務者本人の口座に間違いありません。
 ④記載内容に不備があった場合には口座振替されなくても異議ありません。
 ⑤2月末日までに金融機関で受け付けた申込書について、当該年の定期賦課分(通常5月末日納期限)から毎年引落しとなることについて了承します。
 ⑥残高不足等により口座振替されなかった場合は、再振替が行われないことを了承します。また、その際は速やかに納付書により納付します。
 ⑦領収書が発行されないことについて了承します。
 ⑧納税証明書が送付されないことについて了承します。

金融機関から県に納付情報が届くまで振替日から1週間程度かかるため、この期間は継続検査のための納税状況の確認ができないことがありますので御承ください。

この申込書はリーフレットから取り外して記入できます。

(納税者控)

【新】

様式第1号その5

自動車税口座振替依頼書												
申込区分		1 新規			2 変更			3 解約				
金融機関		銀行									本店 支店 出張所	
県税事務所		福岡県									県税事務所	
納税義務者	住所 (所在地)	〒										
	フリガナ	TEL - - ※昼間、連絡が取れる電話番号を必ず御記入ください。										
	氏名 (名称)											
登録番号	<p>・口座振替を希望される全ての自動車の登録番号(ナンバープレートの番号)を御記入ください。</p> <p>・5台を超える場合、数枚に分けて御記入ください。</p> <p>注)この用紙で軽自動車税の申込みはできません。</p>											
	(県)福岡	北九州	筑豊	久留米	1	1	1	あ	9	9	9	9
	福岡	北九州	筑豊	久留米								
	福岡	北九州	筑豊	久留米								
	福岡	北九州	筑豊	久留米								
	福岡	北九州	筑豊	久留米								
	福岡	北九州	筑豊	久留米								
預金種別	1 普通		2 当座			3 納税準備			届出印			
口座番号												
フリガナ												
口座名義												
<p>①私が福岡県に納める上記自動車の自動車税を上記口座から口座振替の方法で納付したいので申し込みます。なお、上記以外の自動車の自動車税についての振替が必要な場合は、別途申込書を提出します。</p> <p>②住所変更等により納税通知書が県に返戻されたときは、口座振替されないことを承します。また、県が納税通知書が届かなかったことを確認できない場合に口座振替されても異議ありません。</p> <p>③上記口座は、納税義務者本人の口座に間違いありません。</p> <p>④記載内容に不備があった場合には口座振替されなくても異議ありません。</p> <p>⑤2月末日までに金融機関で受け付けた申込書について、当該年の定期賦課分(通常5月末日納期限)から毎年引落しとなることについて承します。</p> <p>⑥残高不足等により口座振替されなかった場合は、再振替が行われないことを承します。また、その際は速やかに納付書により納付します。</p> <p>⑦領収書が発行されないことについて承します。</p> <p>⑧納税証明書が送付されないことについて承します。</p>												
<p>金融機関から県に納付情報が届くまで振替日から1週間程度かかるため、この期間は継続検査のための納税状況の確認ができないことがありますので御承ください。</p>												

(金融機関保管用)

【旧】

様式第1号その5

自動車税(種別割)口座振替依頼書												
申込区分		1 新規			2 変更			3 解約				
金融機関		銀行									本店 支店 出張所	
県税事務所		福岡県									県税事務所	
納税義務者	住所 (所在地)	〒										
	フリガナ	TEL - - ※昼間、連絡が取れる電話番号を必ず御記入ください。										
	氏名 (名称)											
登録番号	<p>・口座振替を希望される全ての自動車の登録番号(ナンバープレートの番号)を御記入ください。</p> <p>・5台を超える場合、数枚に分けて御記入ください。</p> <p>注)この用紙で軽自動車税(種別割)の申込みはできません。</p>											
	(県)福岡	北九州	筑豊	久留米	1	1	1	あ	9	9	9	9
	福岡	北九州	筑豊	久留米								
	福岡	北九州	筑豊	久留米								
	福岡	北九州	筑豊	久留米								
	福岡	北九州	筑豊	久留米								
	福岡	北九州	筑豊	久留米								
預金種別	1 普通		2 当座			3 納税準備			届出印			
口座番号												
フリガナ												
口座名義												
<p>①私が福岡県に納める上記自動車の自動車税(種別割)を上記口座から口座振替の方法で納付したいので申し込みます。なお、上記以外の自動車の自動車税(種別割)についての振替が必要な場合は、別途申込書を提出します。</p> <p>②住所変更等により納税通知書が県に返戻されたときは、口座振替されないことを承します。また、県が納税通知書が届かなかったことを確認できない場合に口座振替されても異議ありません。</p> <p>③上記口座は、納税義務者本人の口座に間違いありません。</p> <p>④記載内容に不備があった場合には口座振替されなくても異議ありません。</p> <p>⑤2月末日までに金融機関で受け付けた申込書について、当該年の定期賦課分(通常5月末日納期限)から毎年引落しとなることについて承します。</p> <p>⑥残高不足等により口座振替されなかった場合は、再振替が行われないことを承します。また、その際は速やかに納付書により納付します。</p> <p>⑦領収書が発行されないことについて承します。</p> <p>⑧納税証明書が送付されないことについて承します。</p>												
<p>金融機関から県に納付情報が届くまで振替日から1週間程度かかるため、この期間は継続検査のための納税状況の確認ができないことがありますので御承ください。</p>												

(金融機関保管用)

【新】

様式第1号その6

自動車税口座振替申込書

申込区分	1 新規	2 変更	3 解約	
金融機関	銀行 ()			
本店 支店 出張所				
県税事務所	福岡県 県税事務所			
納税義務者	住所 (所在地)	〒		
	TEL	- - ※昼間、連絡が取れる電話番号を必ず御記入ください。		
	フリガナ			
氏名 (名称)				
登録番号	<p>・口座振替を希望される全ての自動車の登録番号(ナンバープレートの番号)を御記入ください。</p> <p>・5台を超える場合、数枚に分けて御記入ください。</p> <p>注)この用紙で軽自動車税の申込みはできません。</p>			
	(前)福岡	北九州	筑豊	久留米
	福岡	北九州	筑豊	久留米
	福岡	北九州	筑豊	久留米
	福岡	北九州	筑豊	久留米
	福岡	北九州	筑豊	久留米
	福岡	北九州	筑豊	久留米
預金種別	1 普通	2 当座	3 納税準備	届出印
口座番号				
フリガナ				
口座名義				

ここに押印してください。

①私が福岡県に納める上記自動車の自動車税を上記口座から口座振替の方法で納付したいので申し込みます。なお、上記以外の自動車の自動車税についての振替が必要な場合は、別途申込書を提出します。
 ②住所変更等により納税通知書が県に返戻されたときは、口座振替されないことを了承します。また、県が納税通知書が届かなかったことを確認できない場合に口座振替されても異議ありません。
 ③上記口座は、納税義務者本人の口座に間違いありません。
 ④記載内容に不備があった場合には口座振替されなくても異議ありません。
 ⑤2月末日までに金融機関で受け付けた申込書について、当該年の定期賦課分(通常5月末日納期限)から毎年引落しとなることについて了承します。
 ⑥残高不足等により口座振替されなかった場合は、再振替が行われないことを了承します。また、その際は速やかに納付書により納付します。
 ⑦領収書が発行されないことについて了承します。
 ⑧納税証明書が送付されないことについて了承します。

金融機関から県に納付情報が届くまで振替日から1週間程度かかるため、この期間は継続検査のための納税状況の確認ができないことがありますので御了承ください。

金融機関処理欄・承認 取扱店受付日 年 月 日

金融機関コード | 支店コード

印

店

指定店 取引店

収代店 取引店 取りまとめ店 払込店 福岡銀行事務集中室 県公金担当

取引店の方へ 福岡銀行事務集中室県公金担当には受付日から6営業日以内に届くように処理をお願いします。(県保管用)

【旧】

様式第1号その6

自動車税(種別割)口座振替申込書

申込区分	1 新規	2 変更	3 解約	
金融機関	銀行 ()			
本店 支店 出張所				
県税事務所	福岡県 県税事務所			
納税義務者	住所 (所在地)	〒		
	TEL	- - ※昼間、連絡が取れる電話番号を必ず御記入ください。		
	フリガナ			
氏名 (名称)				
登録番号	<p>・口座振替を希望される全ての自動車の登録番号(ナンバープレートの番号)を御記入ください。</p> <p>・5台を超える場合、数枚に分けて御記入ください。</p> <p>注)この用紙で軽自動車税(種別割)の申込みはできません。</p>			
	(前)福岡	北九州	筑豊	久留米
	福岡	北九州	筑豊	久留米
	福岡	北九州	筑豊	久留米
	福岡	北九州	筑豊	久留米
	福岡	北九州	筑豊	久留米
	福岡	北九州	筑豊	久留米
預金種別	1 普通	2 当座	3 納税準備	届出印
口座番号				
フリガナ				
口座名義				

ここに押印してください。

①私が福岡県に納める上記自動車の自動車税(種別割)を上記口座から口座振替の方法で納付したいので申し込みます。なお、上記以外の自動車の自動車税(種別割)についての振替が必要な場合は、別途申込書を提出します。
 ②住所変更等により納税通知書が県に返戻されたときは、口座振替されないことを了承します。また、県が納税通知書が届かなかったことを確認できない場合に口座振替されても異議ありません。
 ③上記口座は、納税義務者本人の口座に間違いありません。
 ④記載内容に不備があった場合には口座振替されなくても異議ありません。
 ⑤2月末日までに金融機関で受け付けた申込書について、当該年の定期賦課分(通常5月末日納期限)から毎年引落しとなることについて了承します。
 ⑥残高不足等により口座振替されなかった場合は、再振替が行われないことを了承します。また、その際は速やかに納付書により納付します。
 ⑦領収書が発行されないことについて了承します。
 ⑧納税証明書が送付されないことについて了承します。

金融機関から県に納付情報が届くまで振替日から1週間程度かかるため、この期間は継続検査のための納税状況の確認ができないことがありますので御了承ください。

金融機関処理欄・承認 取扱店受付日 年 月 日

金融機関コード | 支店コード

印

店

指定店 取引店

収代店 取引店 取りまとめ店 払込店 福岡銀行事務集中室 県公金担当

取引店の方へ 福岡銀行事務集中室県公金担当には受付日から6営業日以内に届くように処理をお願いします。(県保管用)

【新】

【新】

様式第17号

様

福岡県 県税事務所長

【現状】

【対応】

返戻による口座振替停止・・・・・・・・別添納税通知書により納付してください。
預金不足等による口座振替不能・・・・・・・・別添納税通知書により納付してください。
口座振替完了・・・・・・・・完納の為、対応不要です。

自動車税納税通知書未送達のお知らせ

課税年度	年度	
登録番号		
税 額	円	
納期限 (振替予定日)	年 月 日	
口座振替 (予定) 金融機関	金融機関	銀行
	支店名	支店
	預金種別	預金
	口座番号	
	口座名義人	

上記、登録番号の自動車税納税通知書は、住所変更等の理由により返戻されましたので、別添のとおり自動車税納税通知書を再送します。つきましては、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

その他

ご不明な点があるときは、上記県税事務所にお問い合わせください。

月 日現在 の状況	
対 応	

【旧】

【旧】

様式第17号

様

福岡県 県税事務所長

【現状】

【対応】

返戻による口座振替停止・・・・・・別添納税通知書により納付してください。
預金不足等による口座振替不能・・・・別添納税通知書により納付してください。
口座振替完了・・・・・・完納の為、対応不要です。

自動車税（種別割）納税通知書未送達のお知らせ

課税年度	年度	
登録番号		
税 額	円	
納期限 (振替予定日)	年 月 日	
口座振替 (予定) 金融機関	金融機関	銀行
	支店名	支店
	預金種別	預金
	口座番号	
	口座名義人	

上記、登録番号の自動車税（種別割）納税通知書は、住所変更等の理由により返戻されましたので、別添のとおり自動車税（種別割）納税通知書を再送します。つきましては、下記のとおりご対応いただきますようお願いします。

その他

ご不明な点があるときは、上記県税事務所にお問い合わせください。

月 日現在 の状況	
対 応	

様

福岡県 県税事務所長

口座振替不能のお知らせ

年 月 日

税目	年度 自動車税
課税番号	
税額	円
延滞金	円
納期限（振替日）	年 月 日

上記の金額を納付してください。

あなたに課税された自動車税は、下記の「通信欄」に記載された理由により、口座振替が行えず、この通知書の作成日現在未納になっています。

つきましては、この通知書に添付されている納付書により至急納付してください。

なお、行き違いで督促状が届くことがありますのでご了承ください。

その他

ご不明な点があるときは、上記県税事務所にお問い合わせください。

通信欄

金融機関 支店名 預金種別 口座番号 口座名義人 口座振替不能の理由

様

福岡県 県税事務所長

口座振替不能のお知らせ

年 月 日

税目	年度 自動車税（種別割）
課税番号	
税額	円
延滞金	円
納期限（振替日）	年 月 日

上記の金額を納付してください。

あなたに課税された自動車税（種別割）は、下記の「通信欄」に記載された理由により、口座振替が行えず、この通知書の作成日現在未納になっています。

つきましては、この通知書に添付されている納付書により至急納付してください。

なお、行き違いで督促状が届くことがありますのでご了承ください。

その他

ご不明な点があるときは、上記県税事務所にお問い合わせください。

通信欄

金融機関 支店名 預金種別 口座番号 口座名義人 口座振替不能の理由

様

福岡県 県税事務所長

口座振替停止のお知らせ

年 月 日

税目	年度 自動車税
課税番号	
税額	円
延滞金	円
納期限	年 月 日

上記の金額を納付してください。

あなたに課税された自動車税は、口座振替の停止を行っておりますので、この通知書に添付されている納付書により納付してください。

また、口座振替の解約を希望される場合は、上記県税事務所にて口座振替申込書を請求のうえ、金融機関の窓口にて提出してください。

その他

ご不明な点があるときは、上記県税事務所にお問い合わせください。

停止口座

金融機関 支店名 預金種別 口座番号 口座名義人

様

福岡県 県税事務所長

口座振替停止のお知らせ

年 月 日

税目	年度 自動車税 (種別割)
課税番号	
税額	円
延滞金	円
納期限	年 月 日

上記の金額を納付してください。

あなたに課税された自動車税 (種別割) は、口座振替の停止を行っておりますので、この通知書に添付されている納付書により納付してください。

また、口座振替の解約を希望される場合は、上記県税事務所にて口座振替申込書を請求のうえ、金融機関の窓口にて提出してください。

その他

ご不明な点があるときは、上記県税事務所にお問い合わせください。

停止口座

金融機関 支店名 預金種別 口座番号 口座名義人
